

令和8年第2回定例会

経済文教常任委員会記録

令和8年6月23日（火）於 防災会議室

開 会 午前10時00分

散 会 午前10時37分

○出席委員（6名）

3番 須藤 江利加 委員 9番 樋川 篤子 委員 10番 竹 浪 敦 委員
16番 石 山 敬 委員 24番 三 上 秋 雄 委員 28番 田 中 元 委員

○出席理事者（5名）

商 工 部 長 小山内 孝 紀 産業育成課長 澁 谷 卓
産業育成課主幹 肥 後 義 和 教 育 部 長 森 岡 欽 吾
学校整備課長 安 田 広 記

○出席事務局職員（2名）

次 長 補 佐 竹 内 良 定 書 記 飯 田 大 空

【午前10時00分 開会】

○委員長（石山 敬委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本日の案件は、1、付託案件の審査について。2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についての以上2件であります。

初めに、案件1、付託議案の審査を行います。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案2件であります。

なお、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第56号 弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例案

○委員長（石山 敬委員） まず、議案第56号弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。商工部長。

○商工部長（小山内孝紀） 議案第56号弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除等の特別措置の要件である計画の認定の期限を延長するなど、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、本条例に関する制度概要及び改正内容について御説明申し上げます。

お手元の配付資料に従いまして御説明いたしますので、配付資料1を御覧いただきたいと思います。

地域再生法では、県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受け、地方において本社機能の強化を行う事業者に対して、課税免除または不均一課税などの優遇措置を講じることで、地方への本社機能の移転・拡充を促すこととしております。

優遇措置を受けようとする事業者は、これまで令和8年3月31日までに県知事から計画の認定を受ける必要がありましたが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令により、適用期限が延長となったことから、本条例で定めている適用期限を令和10年3月31日まで2年間延長しようとするものであります。

また、適用期限の延長と併せて、優遇措置の対象となる固定資産の範囲の明確化を図るため、新たに「(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。)」の文言を追加するものであります。

以上が、本議案の内容でございます。

○委員長(石山 敬委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

○10番(竹浪 敦委員) 今の説明の配付資料1のところなのですが、この流れのところの右側に、特別措置を受けるためには、事業者は適用期限までに県から計画認定を受けて、拠点整備は期間内に実施する必要があるというふうな文言がありますが、この「拠点整備は期間内に実施する」という基準は、整備が全部終わっているのか、例えば、着工するのか、契約に入るのか、この辺の基準というのはどのようになっているのかお伺いいたします。

○産業育成課長(澁谷 卓) 今の期間内という意味でございますけれども、特定業務施設及び特定業務福利厚生施設等の整備の終了というところまでが期間内となります。

○10番(竹浪 敦委員) 今の内容は理解できたのですが、実際に全部の整備が終わるまでというところなのですが、これは当事者が申請するのか、それとも行政のほうで実際に確認に行くのかお伺いいたします。

○産業育成課長(澁谷 卓) 申請はそれぞれの事業者になります。

○3番(須藤江利加委員) 今、竹浪委員からも期限の話とか、いろいろ出ていたのですが、県からの認定を受けなければならないという点においては、県のほうにいつまでに認定を受けなければならないのかというところを一つ聞きたいのと、あと用紙そのものがどういった状態のものなのかというのが、なかなか皆さん分からないと思うのですが、記載内容というのは複雑なのか、用紙そのものは何枚くらいに相当するのかというのを伺えますか。

○産業育成課長(澁谷 卓) まず、計画につきましては、事業者が県に申請する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の適用期限である令和8年3月31日までに認定を受ける必要がございます。

なお、今回の条例改正案では、この適用期限を2年延長することとしておりますので、改正後はこの期限が令和10年3月31日となる見込みでございます。

あと、県へ申請する整備計画の記載内容でございますけれども、大きく分けて3点となって

ございます。

一つは、特定業務施設等の整備内容ということでございまして、事務所、研究所、研修所などの施設の種別や整備する場所、面積、取得方法などになってございます。

二つ目は、常時雇用する従業員に関する事項でございまして、現在の従業員数に加えまして、整備する計画期間内に新規採用や転勤による増加の見込数やその職種となってございます。

三つ目は、資金計画でございまして、施設整備に要する資金の総額や調達方法が計画の内容になってございまして、最後に、ボリュームでございすけれども、計画の内容によって多少異なると思うのですが、国から示されている様式ですと、A4サイズで7枚から8枚となってございますので、それを若干上回るボリュームになるものと考えてございます。

○3番（須藤江利加委員） ありがとうございます。ボリュームがかなりあるようだなというふうに確認できましたけれども。

こういった状況の中で、本事業そのものの認定実績というのがちょっと気になるところなのですが、もしあれば本市の実績と県内の実績というの、あとは全国的なものであったりを伺いたいのですが。

○産業育成課長（澁谷 卓） まず、認定実績でございすけれども、平成27年10月から令和7年11月までの期間内において、当市において認定実績はございません。

あと、県内の実績でございすけれども、同じ期間内に合計で2件ございまして、内訳は八戸市1件、青森市1件と承知してございます。

全国の状況で見ますと、合計で809件ということになってございます。

○28番（田中 元委員） 特別措置の不均一課税の件ですけれども、拡充型だと。この説明にも本社機能の強化ということがうたわれていますけれども、これは不均一課税ということは、例えば、増設した部分だけをそう言うのか、本社全体を言っているのか、ただ増設したというケースの場合、その部分だけを言っているのか。もし不均一課税ということであれば、税率はどの程度になるのかお知らせください。

○産業育成課長（澁谷 卓） 本社機能の移転でございすけれども、移転するということですので、新設ですと建物全てになると思いますので、基本的にはその場所で増やすというよりは、ほかから来るというふうなことであり、建物の対象になるものが全て不均一課税の対象になります。

税率でございすけれども、現在、移転型は課税免除ですのでゼロなのですけれども、拡充型につきましては不均一課税ということで、1年度目が100分の0.14、2年度目が100分の0.467、3年度目が100分の0.933になってございます。

なお、弘前市の固定資産税の税率というのは100分の1.6になってございますので、そのような状況でございます。

○28番（田中 元委員） 私が想定したのは、今お聞きすれば、移転しましたと。さっき私が話したのは私の考えですが、本社機能の強化ということがあるので、現在の本社にひもづけるというケースについて私は質疑したいのですよ。移転の話だということなのだけれども、今言ったように、現状の本社にくっつけて拡充したというケースは当たらないわけですか。

○産業育成課主幹（肥後義和） 重ねての御説明になるかもしれませんが、今回は移転型と拡充型がありまして、拡充型については、国のほうで例示されているのが、今おっしゃったように、地方に本社を置く企業が本社も増築する場合は拡充型の事業に入りまして、不均一課税の対象になります。

○委員長（石山 敬委員） 全部が不均一課税になるのか、拡充した部分だけが対象になるのかという。

○産業育成課主幹（肥後義和） 特定業務施設等という規定された施設に関して、計画で新しく竣工するということに関しては、その増築した部分となります。

○24番（三上秋雄委員） 今、施設とかという話をしていたのだけれども、想定されるというのは、やっぱり施設関係とかそういう感じで見ればいいのか。例えば、本社が東京だと。そちらから来るというのはなかなか、施設を移しても需要があるという感じであるはんで、施設を例に挙げて話をしたのか、青森、八戸にもあると言っていたので、弘前はないと。主にどういう職種がそういう事業の対象になっているのか。

○産業育成課長（澁谷 卓） これまで県内で2件というふうにお答えいたしましたけれども、それぞれ八戸市であると医療機器製造業、また、青森市であれば電気機械器具の卸売業となっております。

○委員長（石山 敬委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第59号 物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

○委員長（石山 敬委員） 最後に、議案第59号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（森岡欽吾） 議案第59号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について御説明いたします。

提案理由といたしましては、朝陽小学校の屋根雪による物損事故について和解し、及び損害賠償の額を決定しようとするものであります。

事故の概要といたしましては、令和8年2月6日午前11時頃、朝陽小学校校舎屋上から屋根雪が敷地内に駐車していた相手方車両に落下し、相手方車両のルーフ及びフロントガラスが損傷したもので、過失割合は市が100%であります。

和解の内容といたしましては、市は相手方に損害賠償金として69万5283円を全国市長会学校

災害賠償保障保険から支払うものであり、双方ともこの事故に関して今後何らの請求をしないこととするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（石山 敬委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○3番（須藤江利加委員） 今回の説明はもう書いてあるので、理由とかも分かりましたし、あとは写真などでも状況というのは拝見したので理解はしたのですけれども、見たところ、ふだんから先生方が止めるエリアのほうに車が止まっていたのかなというふうに見て取れるのですが、上からいつでも落ちてきそうな場所ではあるというのは、何となく見て分かったのです。

これは、そもそも市が100%過失を持つというふうに最初からなっていますけれども、これが100%になる理由の詳細をもうちょっと伺ってもいいでしょうか。

○学校整備課長（安田広記） 過失のところについてですけれども、まず、こちらが通常から教職員の方が置かれている場所になっています。ちょっと形状としても見づらいかももしれないのですけれども、資料に添付していた屋根雪の落雪となっております。

学校としても無落雪を過信している状態にはなっていないのですけれども、雪が落ちてこないであろうというところがあって、若干屋根から離れておくようにしていたみたいなのですけれども、やっぱり今年の大雪で雪庇化してしまったというところ、あと、実際に2月3日ぐらいなのですけれども、気温が高かったり、雨が降ったりという気象状況になっていたということもあって、雪庇が解けて落ちてきてしまったというのが原因になっております。

本来でいくと、学校のほうとしても、こちらの場所は屋根雪が落ちるであろうからと注意喚起すべきところではあったのですけれども、特に注意喚起等の安全対策を施していなかったというところで、学校の過失ということで、市側の過失が100%という判断となっております。

○3番（須藤江利加委員） もう1点気になるのは、今回市が100%持つということで、確かに注意喚起が足りていなかったという現状があることを理解したのですが、今後同じようなことを発生させてはならないと思いますし、先ほど、落ちて被害に遭われた先生の車だけではなくて、近くには結構何台も車を置くスペースがあるようですので、朝陽小学校の駐車スペースの部分はあまりよく分かっていないのですけれども、今後の対策というのはどのようになっているのでしょうか。

○学校整備課長（安田広記） 今後の対策ですけれども、これまでも各学校に対しては、冬季に向けて安全対策ということでの文書を通しております。

その内容とすれば、主に、例えば水道の凍結防止策であったり、避難口の確保、出入口の確保というところでの安全対策、除雪というところで通知させていただいておりましたが、今回の事象を受けて、より具体的な内容ということで、例えば屋上屋根の点検であったり、危険が想定される箇所に三角コーンを置くとか、少なくとも子供たちが入らないように対策すべきであることから、立入禁止措置を施すというようなところも含めて、より具体的な内容を盛り込んだ上で通知していきたいなと思っておりました。

○28番（田中 元委員） こういうケースであれば、我々が今まで見てきたのは、1の事故の概要となっていて、次に、相手方がいるのが普通ですよね。例えば、相手方が誰々と、これが普通であって、相手方の都合によって名前は伏せますというのは、たまにあるケースです。

いずれにしても、こういう場合は文書の中に相手方という項目はないと。これはこれでいいのですか。今言ったように、私が見たほとんどは、こういうケースでは全部、事によっては相手方の名前を伏せると。それでもちゃんと出しますよ。

それで、相手方という中にそれが入ってなくてもいいものかどうかをちょっと確認したい
と思います。

○学校整備課長（安田広記） 相手方のところになりますけれども、一応個人にはなっており
ますので、個人情報というところの観点も含めて、今回は伏せさせていただいておりました。個
人以外であれば、例えば会社とかであれば、会社の名前とかは出すことになるかと思いき
れども、あくまでも個人というところで、個人情報の観点からも伏せていたところでありま
した。

○28番（田中 元委員） さっき言ったように、今まで私がずっと長く見てきた範囲では、会社
もしかり、個人名も出てくるのですよ。よって、仮に相手方に不都合があつて名前が出てはま
ずいと。繰り返しになりますけれども、その場合は相手方の都合によって名前を伏せますとい
うことも出てくるのですよ。これであれば相手がどこの誰なのかと。何があつたのかというこ
ともないわけですよ。私が何を言いたいのかといえば、この文書の中に相手方というような項目
がなくても正規のものになるのかということを聞いているのです。できなければできないとい
う、名前を伏せるのは分かるのだけれども、そこまでやってその項目がなくてもいいものかど
うかということをお聞きしています。

○学校整備課長（安田広記） すみません、繰り返しになるかもしれないのですけれども、本来
ちゃんと相手方はおりますので、表記としてはちょっと個人情報という絡みもあるので、個人
という形で議案のほうは提出させていただいておりましたが、考え方というか表記の仕方等
については、今後いろいろと参考にしながら必要に応じてやっていきたいなと思っております。

○28番（田中 元委員） 個人情報であるし、今回は伏せたいということなのですよ。その事
情は分かりました。

ただ、私が言っているのは、今回のケースは伏せるという事情、その相手方がこれですと。
名前を出せないと言うのだけれども、それでも出るのが普通。よって、今回のケースは名前を
伏せたいと言っているのだから、事情があつて相手方の名前は出しませんということも、この
場合は1項目書くべきものだとは私は思っているのですよ。さっきの繰り返しになるけれども、
ここに相手方がどうこうという項目がなくても、この文書は正式な文書として通用するのかと
いうことを聞いているのですよ。

○学校整備課長（安田広記） 委員がおっしゃっていることもとてもよく分かります。

今回、個人としか書いていなかったというところ、実際は、本来でいけば相手方を特定した
上で住所、氏名を出すべきものであつて、それを個人として挙げています。その理由をちゃん
と書いておいて、そこに対して説明をすべきというところについては、今後も含めてちょっと
検討してみたいと思います。

○委員長（石山 敬委員） 暫時、休憩いたします。

【午前10時25分 休憩】

委員の質疑の趣旨について、委員及び理事者間にて協議が行われたところである。

【午前10時29分 開議】

○委員長（石山 敬委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○教育部長（森岡欽吾） お話の件につきましては、こちらでも改めて議案を所管している企画部と話をしていきたいと考えております。その上で、表記が妥当であるのか、議案としてどうなのかははっきりさせていきたいと考えております。

○24番（三上秋雄委員） ある意味、敷地内を管理する学校の先生方も入ると思う。先生の車が屋根の下にあって雪が落ちてきて潰れたと。その兼ね合いもあって出せないのか。私は先生にも責任はあると思う。学校を見て回るのが先生方の仕事だし、それを学校内で話して、雪がそこにたまっているのだと。気をつけて車を止めなければいけないという話は当然、先生たちは分かっていたと思う。したはんで名前を出せないというふうに、話しているのを聞いていて思ったのだけれども、ある意味では、学校の先生に管理する責任もあるので、学校内の危険な場所とか、子供たちが被害に遭わなかったの、それはそれとして、当事者が車を止めたのに、屋根から雪が落ちてきたはんで補償してというのはちょっと納得できないのだけれども、それがあはんで名前を出せないという話になっているのかと感じていたのだけれども、その点はどうか。責任は学校の先生にもあるべ。

○教育部長（森岡欽吾） 学校の先生もそういう危険な場所に関する注意をすべきという話はずっともな点でございます。

ただ、今回の件につきましては、過去にそこから落雪して何かあった事例はなかったという場所であります。そういったこともあって、昨冬の大雪で初めて今回こういう事故が起こったということで、これを受けて、今後そういった場合には、何かあればということもあるかと思うのですが、今回はちょっと予期できなかったというふうに判断しております。

○24番（三上秋雄委員） 分かるのだけれども、片や無落雪だと、ただ、子供たちがいる建物なので、冬はみんな屋根を見る。我々でもよその家に用事を足しに行ったときに、雪庇で危ないとなればそこに止めない。普通は雪国に生まれて、ましてや安全をちゃんと確保しねばまね職業に就いていながら、そこに止めて事故が100対ゼロというのは、ちょっと納得がいかないのだけれども、裁判をやればどうなるか分からないのだけれども、今、田中委員が質疑した、そういう面もあって名前を伏せておくのだというのを感じたのだけれども、そういう理由もあって名前を出さないというのはないよな。

○学校整備課長（安田広記） 確かに、教職員は屋根とかを見てここは危ないと思ったら止めないのが本来だとは思いますが、実際に止めてしまっているというところは事実であって、あくまでも教職員でもあるのですけれども、やっぱり個人名を出してしまうと、その先生に責任があったかという話になってしまうので、今回は秘匿していたというところではあります。あくまでも、それこそ実際に全然見ていなかったとか、そもそも責任があるのにと、そういうところで載せていないとかというわけではないです。

○委員長（石山 敬委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

〔理事者退室〕

○委員長（石山 敬委員） 次に、案件２、閉会中の常任委員会の継続審査事件についてを議題といたします。

暫時休憩して会議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

【午前10時34分 休憩】

休憩中、委員長より、常任委員会の行政調査を議会閉会中に実施する場合、調査実施前の本会議において、閉会中の継続審査事件について議決を得る必要がある。その際の調査事項は、ある程度具体的な事項とする必要があることから、配付している調査事項案を経済文教常任委員会の調査項目としてよろしいか御協議いただきたいとの説明がなされ、協議の結果、異議なく了承されたところである。

【午前10時36分 開議】

○委員長（石山 敬委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

配付しております調査事項「農林業振興策等について」「商工業等振興施策について」「観光・物産振興対策等について」「教育施設等の管理運営について」「学校教育・社会教育等諸施策について」を閉会中の継続審査事件として決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査事件として可決いたしました。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時37分 散会】